

一定の障害のある方は 後期高齢者医療制度に加入できます

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方が必ず加入する医療制度ですが、国民健康保険などの医療制度に加入をされている65歳から74歳までの方は、障害の状態によって、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

○対象となる条件

- ・65歳以上の方で一定の障害の認定を受けている方
- ◎身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方。または、4級の一部の方でつぎに該当する方。
 - ・下肢障害4級1号（両下肢の全ての指を欠くもの）
 - ・下肢障害4級3号（1下肢を大腿2分の1以上で欠くもの）
 - ・下肢障害4級4号（1下肢の著しい障害）
 - ・音声、言語機能障害
- ◎精神障害者手帳1級・2級をお持ちの方。

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となります。

○自己負担割合と保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療機関にかかる際の自己負担割合は、所得に応じて1割または3割となります。

○申請に必要なもの

- ①障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳）または年金証書（障害年金1・2級）
- ②身分証明書（障害者手帳のない方）
- ③個人番号のわかるもの（個人番号カード、個人番号通知カードなど）
- ④現在お持ちの健康保険証

※お問い合わせは、住民課

☎ 83-2182

年金のお知らせ

◇国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的には日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによってつぎの3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

〔第1号被保険者〕

20歳以上60歳未満の農業者、自営業、学生、フリーター、無職の方など。加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所、町村役場の窓口で行います。

〔第2号被保険者〕

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方。加入手続きは、勤務先が行います。

〔第3号被保険者〕

第2号被保険者およびその方に扶養されていた第3号被保険者は第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

の方。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を經由して行います。

*会社を退職したときは、第2号被保険者およびその方に扶養されていた第3号被保険者は第1号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。

◇国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和3年度の国民年金保険料は、月額1万6610円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードやインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料の納め忘れがある

と、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合がありますので、保険料は必ず納付期限までに納めましょう。

※お問い合わせは、青梅年金事務所

☎ 30-3410

住民課 ☎ 83-2182

みんなの情報局

◎サッカー教室参加者募集

ジュニア育成推進事業の一環として、小学生・中学生・高校生を対象にサッカー教室を開催します。
〔日時〕4月14日（水）からの毎週水曜日（午後4時から）
〔会場〕氷川小学校（校庭・体育館）
〔内容〕基本練習から簡単な試合まで
〔参加費〕500円

*運動のできる服装で参加ください。（大人の参加可）
※申し込み、問い合わせは、氷川FC代表 宇佐美敏郎

☎ 83-2403